

# 創業時に経営者の個人保証を不要とする 融資メニューを創設しました

2023. 4

北海道中小企業総合振興資金のごあんない

## 創業貸付【スタートアップ】

令和5年4月1日から  
取扱開始

道では、経営者の個人保証が起業・創業の阻害要因とならないよう、創業時に経営者の個人保証を不要とする国の「スタートアップ創出促進保証制度」に対応した融資メニューをご用意しています。

### 融資条件



制度名	中小企業総合振興資金 ライフステージ対応資金 創業貸付【スタートアップ】
融資対象	国の全国統一保証制度であるスタートアップ創出促進保証の対象となるもの スタートアップ創出促進保証の対象となるものは、次のいずれかに該当するものとなります。 ① 事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ② 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの ③ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの ④ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの ⑤ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないものであって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの。
資金使途	事業資金
融資金額	3, 500万円以内
融資期間	10年以内（うち据置1年以内） 〔取扱金融機関において保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する又は、保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする取扱いも可〕
融資利率	[固定金利] 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7% [変動金利] 年1.1%（融資期間3年超に限る）
担保及び償還方法	担保 無担保 償還方法 原則として均等分割返済とする
保証料率	1.06%（北海道信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せした保証料率）

- 保証申込受付時点において、創業予定者または税務申告1期末終了の創業者にあっては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを要します。
- 原則として会社を設立して3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、金融機関に「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」を提出することを要します。

# 取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合

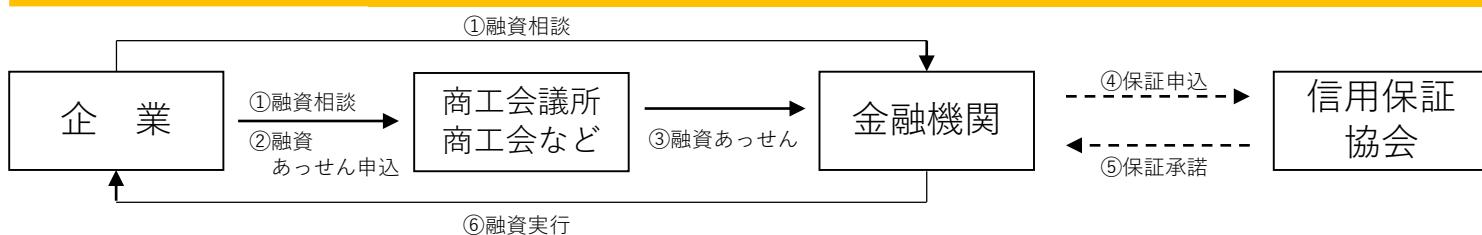
## お申込みに必要な書類

①	融資あっせん申込書（あっせん申込）
②	決算書等2期分（※1） （2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表）
③	創業計画書<別紙第1-2号様式>

- ※
1. 法人の方は商業登記簿謄本又は登記事項証明書が必要です。（※1）
  2. 設備資金の場合は、見積書又は契約書が必要です。
  3. 金融機関及び信用保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。（詳しくは金融機関または信用保証協会にお問い合わせください。）

※1 スタートアップ創出促進保証制度の対象のうち、①に該当する場合は、添付不要。

## 融資までの基本的な流れ（申請の流れ）



注意事項：金融機関及び信用保証協会の審査結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合がございます。

## お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会（※）に「融資あっせん」の申込みをしてください。（貸付メニュー毎に定める計画書などの書類を添えること）

（※）・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込みも可。

・（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

## お問い合わせ先

道庁経済部中小企業課、各（総合）振興局商工労働観光課、小樽商工労働事務所及びお取引のある金融機関にご相談ください。

機関名	電話番号	機関名	電話番号
道庁経済部中小企業課	011-204-5346	檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2928
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9181
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619